

障害福祉サービスに係る利用者負担の変更について

平成22年4月から、市町村民税非課税世帯の方は、負担上限月額が0円(無料)になります。

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、短期入所など ※1)
 日中活動サービス(生活介護、児童デイサービス、就労移行支援など ※2)

改正前 (平成22年3月まで)		負担上限月額	
所得区分	世帯の収入状況	18歳未満	18歳以上
一般	市町村民税課税世帯	37,200円	37,200円
	市町村民税所得割16万円未満(18歳未満は28万円未満)の場合	4,600円	9,300円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	1,500円又は3,000円	1,500円又は3,000円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人又は保護者の収入が80万円以下の方	1,500円	1,500円
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円

改正後 (平成22年4月以降)		負担上限月額	
所得区分	世帯の収入状況	18歳未満	18歳以上
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外の方	37,200円	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割が16万円(18歳未満は28万円)未満の方	4,600円	9,300円
低所得(※3)	市町村民税非課税世帯	0円	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円

- ※1 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所
 ※2 日中活動サービス…児童デイサービス、旧法施設支援(通所)、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
 ※3 市町村民税非課税世帯の療養介護利用者については、今までどおり「低所得1」「低所得2」を判断します。

居住系サービス

施設入所サービス(施設入所支援、旧法施設支援(入所))
グループホーム・ケアホーム等(グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練、知的通勤寮)

改正前

(平成22年3月まで)

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
		施設入所サービス	グループホーム・ケアホーム等	
		20歳未満	20歳以上	18歳以上
一般	市町村民税課税世帯 20歳未満の施設入所サービス利用者について、市町 村民税の所得割が28万円未満の場合	37,200円 → 9,300円	37,200円	37,200円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	6,000円	(収入に応じて 0~24,600円)	(収入に応じて0~24,600円)
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人又 は保護者の収入が80万円以下の方	3,500円	(収入に応じて 0~15,000円)	(収入に応じて0~15,000円)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
		施設入所サービス	グループホーム・ケアホーム等	
		20歳未満	20歳以上	18歳以上
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外の方	37,200円	37,200円	37,200円
一般1 (※4)	20歳未満の施設入所サービス利用者で、市町村民税 の所得割が28万円未満の場合	→ 9,300円	該当者なし	該当者なし
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円

※4 市町村民税課税世帯で、20歳以上の施設入所サービス利用者、18歳以上のグループホーム・ケアホーム等利
用者は、すべて「一般2」になります(「一般1」に該当する方はいません。)